

# 青森県報

第二千五百四十四号

平成十七年  
十月二十一日  
(金曜日)

右 同 …… ( 同 ) …… 三  
 右 同 …… ( 同 ) …… 四  
 右 同 …… ( 八戸県土 ) …… 四  
 右 同 …… ( 整備事務所 ) …… 四  
 右 同 …… ( 十和田県土 ) …… 四  
 右 同 …… ( 整備事務所 ) …… 四

## 告 示

青森県告示第八百一十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）  
 第五十六条第一項の規定により平成十七年九月一日及び九日収去させた飼料の試験の  
 結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

飼料の試験の結果の概要…………… (畜産課) …… 一  
 家畜伝染病の発生…………… ( 同 ) …… 二  
 家畜商講習会の開催…………… ( 同 ) …… 二  
 証紙売りさばき人の指定…………… (出納課) …… 二  
 公 告  
 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 三  
 (政 策 課) …… 三  
 (弘前県土 整備事務所) …… 三

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容					
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素性 %		水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の査 水分%
有限会社 島守水産 加工所 八戸市大字市川町字 下揚49の9	同左	60%魚粉 シマミール	17.7	60					19.1	0.2					10.7	
				くみあい配合飼料 たまご 工房	17.9	17.6	4.8	3.86	0.51	2.4	12.4			2,810	12.4	
		くみあい配合飼料 ニュー アケテイクB	17.8	16.8	4.5	0.56	0.44	2.8	4.1			78			14.0	

北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 上げC	若豚仕	17.8	15.9	3.3	0.68	0.51	2.4	4.4	77.1	14.4
		くみあい配合飼料 成Bマツシユ80	若豚育	17.8	18	5.1	0.6	0.48	2.3	4.2	80	13.9
		くみあい配合飼料 マクテイアラ	ニユー	17.9	20	5.2	0.77	0.65	1.6	5	81	11.9

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、適区の内容の欄に表示成分量に対する過不足率等を示す。

青森県告示第八百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡東北町	平成 一七・一〇・一

青森県告示第八百十三号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成十七年十一月十七日午前九時から同月十八日午後五時まで

二 開催場所

青森県観光物産館 青森市安方一丁目一四〇

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 4 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成十七年十一月一日までに管轄の農林水産事務所畜産担当課に提出すること。

- 1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙
- 2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）
- 3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）
- 4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し
- 5 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各農林水産事務所及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各農林水産事務所に問い合わせること。

青森県告示第八百十四号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

東津軽郡今別町大字今別字中沢二八五の二

株式会社熊谷

二 指定年月日

平成十七年十月二十一日

三 売りさばき場所

東津軽郡今別町大字今別字中沢二八五の二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コンピュータシステム調達の適正化研究会

三 代表者の氏名

山原 英一

四 主たる事務所の所在地

青森市長島四丁目二の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の事業所や自治体等に対して、必要費用の削減、及びコンピュータシステムに関する知識の教育普及活動を行うとともに、総合的にコンピュータシステムの購入、運用、保守に関する助言、及び企画提案を行い、もってコンピュータシステムに関する技術水準の向上と次世代人材の育成に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社河本組

二 代表者の氏名 河本 昭男

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字内町三一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三) 第八七七号

五 取消年月日 平成十七年十月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社河本組

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 二 代表者の氏名 河本 昭男
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字内町三一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第八七七号
- 五 取消年月日 平成十七年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山中組
- 二 代表者の氏名 山中 定榮
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡相馬村大字相馬字一丁木六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇六八四号
- 五 取消年月日 平成十七年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北日本ガラスサービス株式会社
- 二 代表者の氏名 夏井 光男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字長七谷地二の八一五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第三〇〇一三九号
- 五 取消年月日 平成十七年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

ガラス工事業に係る一般建設業の許可

平成十七年十月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 フロンティア土木
- 二 氏名 堀川 寛作
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡百石町字堀ノ内三三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五〇〇二四五号
- 五 取消年月日 平成十七年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業の許可

取消しの原因となった事実

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	